相原駅周辺地区 バリアフリー基本構想【改定版】　概要

バリアフリー基本構想

バリアフリー法に基づき、重点整備地区（鉄道駅を中心とした地区など）において公共交通機関・建築物・道路などのバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進するために市町村が作成する計画です。町田市では、「市内全域の移動等円滑化の全体方針」に基づき、2013 年度までに市内10 地区のバリアフリー基本構想を策定し、各地区のバリアフリー化を進めています。

改定の概要

相原駅周辺地区においては、基本構想策定から10 年が経過しており、相原駅西口及び東口のまちづくり構想策定や西口駅前広場の整備が行われるなど、まちの状況が変化しています。このような背景を踏まえ、まちづくりの状況に合わせた地区のバリアフリー化をさらに推進するため、２０２３年度に相原駅周辺地区バリアフリー基本構想の改定を行いました。改定にあたっては、学識経験者、交通事業者、道路管理者、公安委員会、建築物の管理者、市民などで構成される「町田市福祉のまちづくり推進協議会 バリアフリー部会」において、まち歩き点検などを行いながら検討を進めました。

構想の対象エリア（重点整備地区）の位置・区域

重点整備地区は、都市機能（業務・福祉施設など）が集積しているJR 相原駅を中心とした概ね半

径５００ｍ（一般的な徒歩圏域）の範囲を設定しました。

構想の対象となる施設、経路

生活関連施設

生活関連施設は、日常生活等において高齢者や障がい者などを含めた不特定多数の人が利用すると考えられる施設を設定しました。

生活関連経路

生活関連施設は、日常生活等において高齢者や障がい者などを含めた不特定多数の人が利用すると考えられる施設を設定しました。

基本理念、基本方針

基本理念

高齢者、障がい者、子ども、来訪者など、だれもが鉄道やバスを利用しやすく、日常生活を安全・安心に過ごせるまちを、多様な主体の連携や協働によって目指します。

基本方針１

だれもが安全・安心に移動でき、施設が利用しやすい

ハード面の取り組みを進めます。

基本方針２

ハード面の対策に加えソフト面からも移動や施設利用がしやすくなるよう、バリアの解消に向けた取り組みを進めます。

基本方針３

地区のバリアフリー化の推進にあたり、バリアフリーに関する意識の向上につながる取り組みを進めます。

基本方針４

多様な主体が地区のバリアフリー化の状況を共有しながら、バリアフリーの取り組みを進めます。

基本構想で取り組む内容

ハード事業

公共交通特定事業

・相原駅のホームドア設置

・相原駅の券売機の改善

・路線バスの乗降時における安全性の確保（低床バス導入）

道路特定事業

・相原駅東口駅前広場整備に合わせたバリアフリー化（歩道及び視覚障がい者誘導用ブロック設置）

・相原駅東口アクセス路整備に合わせた主要区画道路１号（線路沿いの道路）のバリアフリー化（歩道及び視覚障がい者誘導用ブロック設置）

・視覚障がい者誘導用ブロック設置（町田街道の歩道巻き込み部及び横断歩道部

・相原駅西口駅前広場のエレベーターの案内の改善

・大戸踏切の立体交差化事業に合わせた町田街道のバリアフリー化（歩道改良、視覚障がい者誘導用ブロック設置）

・大戸踏切の踏切道における安全対策

・相原駅入口交差点付近に車が相原駅に行くための案内標識の設置

建築物特定事業

・相原駅自由通路のエスカレーターの昇降方向を示す表示の設置

・相原駅西口駅前広場のバス・タクシーのりば案内の改善

・まるごとサポートセンター堺の入口扉の表示の改善

・堺図書館の非常口の案内の改善

・堺図書館の非常口の段差解消

・堺市民センター敷地内に車椅子使用者に分かりやすい案内標示の設置

・堺市民センター出入口の視覚障がい者誘導用ブロックの改善

・堺市民センター受付のローカウンターの改善

・堺市民センター受付に杖ホルダーの設置

・堺市民センター内の通路上の掲示物の整理

・堺市民センター出入口付近に図書館の案内標示を設置

・堺市民センターに障がい者用駐車区画を案内する標示の設置

・堺市民センター２階の車椅子使用者用便房の案内の設置

・堺市民センター駐車場の障がい者用駐車区画の路面標示の設置

交通安全特定事業

・信号機のバリアフリー化（音響信号機の改良）

・横断歩道を利用する視覚障がい者の安全性向上（エスコートゾーン整備）　必要に応じて実施

・道路標識及び道路標示の視認性向上　必要に応じて実施

・歩行・交通の円滑化・安全性向上（違法駐車防止のための事業）

ソフト事業

教育啓発特定事業

生活関連施設の職員（ 社員） 、市民、学校（教員・生徒）に対する、バリアフリー意識向上のための教育啓発に取り組みます。

ソフト対策事業

市及び各施設の設置管理者が主体となって、ハード面のバリアフリー対策が難しい内容に関して、障がい特性などに合わせて行われる配慮（合理的配慮）によってバリアの解消に取り組みます。

発行　２０２４年３月

町田市都市づくり部交通事業推進課

郵便　１９４－８５２０

町田市森野２－２－２２

電話　０４２－７２４－４２６１

ファックス　050-3161-6322